令和　　年　　月　　日

社員　各位

総務部長

○○　○○

就業規則の一部改定について

　就業規則の一部改定が決定されましたのでご連絡致します。なお、改定実施は令和○年○月○日からとなります。

記

1. 第５条　３項（マイカー通勤費支給額）

※改定前

通勤距離が片道　５ｋｍ未満　　　　　　月額　２，５００円

通勤距離が片道　５～１０ｋｍ未満　　　月額　５，０００円

通勤距離が片道　１０～２０ｋｍ未満　　月額　９，０００円

通勤距離が片道　２０ｋｍ以上　　　　　月額１５，０００円

※改定後

通勤距離が片道　５ｋｍ未満　　　　　　月額　３，０００円

通勤距離が片道　５～１０ｋｍ未満　　　月額　６，０００円

通勤距離が片道　１０～２０ｋｍ未満　　月額１０，８００円

通勤距離が片道　２０ｋｍ以上　　　　　月額１８，０００円

以　上